

平成 21 年 6 月 12 日
デトロイト総領事館

US VISITプログラム：出国時の指紋等採取のお知らせ

5月28日付、米国国土安全保障省（DHS）のプレスリリースによれば、同日からデトロイト国際空港及びアトランタ国際空港において試験的に非米国市民の出国時に生体認証を採取することを広報していますからご注意ください。

1. DHSは2004年以来非米国市民の入国時に生体認証情報を採取し、偽造旅券や盗難個人情報による渡航者、犯罪者や移民法違反者の入国を防止しました。ナポリアーノDHS長官は、「生体認証の収集によって非米国市民が滞在期限内に出国したか、不法に残留したか、より迅速に、より正確に把握することが出来る。デトロイト空港等の試験的なプログラムは、合法的な渡航を促進し、国の安全を高めるための標準的な手続きの開発に役立つ。」と語っています。

2. デトロイト等から出国しようとする非米国市民は生体認証が採取されると思ってください。デトロイトでは税関国境警備局（CBP）職員により搭乗ゲートにおいて採取され、アトランタでは米国運輸保安局（TSA）職員によって保安ゲートにおいて採取される。これらの試験的なプログラムは7月初旬まで実施される。

3. US VISITプログラムでは、来年内には米国を航空機で出国する非米国市民からの生体認証を始めることになる。

4. 非米国市民がその他の港から出国する際には現在のI-94フォーム等を航空（船）会社等のチェックイン時に返納するという手続きが継続される。

5. 移民法弁護士からの聴取事項

（1）今回同様の試験的運用は2007年にもデトロイト、アトランタ等12の空港及び3つの海港で試験的に実施されたが、出国者自らが生体認証採取場所に行かなければならず、忘れて搭乗してしまう非米国市民が多かった。それらの者は次回の米国入国審査時に、「正規の出国手続きをしなかった」としてトラブルとなる例が散見されました。特に注意すべきは他の空港から出発し、デトロイト空港を経由する場合にも適用されることです。他州の知人や系列企業等へも周知してもらいたい。

（2）US VISITプログラムが適用される非米国市民とは

- イ 米国永住非米国市民（グリーンカード所持者）
- ロ 非移民ビザ所持者
- ハ 査証免除入国した非米国市民
- ニ 短期商用、短期旅行、若しくは通過以外の目的で米国に入国するカナダ国籍者
- ホ 移民ビザ保持者
- ヘ 恩赦により米国入国を許可された非米国市民
- ト グアム島の査証免除プログラムに基づき入国する非米国市民

6. デトロイト国際空港CBPからの確認事項

（1）5月28日から2週間の予定で、1日3便から5便を抽出して実施している。該当の便に搭乗する非米国市民は必ずチェックを受けなければならない。

(2) CBP職員4人か5人を派遣して、搭乗カウンターと搭乗口の間に配置し、日本語を含む各国語の看板を設置していることから、US VISITプログラムの出国時指紋採取を知らない渡航者であってもすぐにわかるはずです。

(3) 採取方法は最初に旅券をスキャンし、次に指紋を採取する。指紋採取にかかる時間はCBP職員が携行するラップトップ式の装置は同時に指4本を採取し約7秒、携帯式の装置の場合は指1本採取に約12秒。

詳しくは国土安全保障省（DHS）ホームページ（www.dhs.gov/us-visit）をご確認ください。